

別添

山口県道路占用料徴収条例 別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料							
		単位	現行			改正後			
			甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地	
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	480	430	670	570	530	
	第2種電柱		870	730	670	1,000	880	810	
	第3種電柱		1,200	990	900	1,400	1,200	1,100	
	第1種電話柱		510	430	390	600	510	470	
	第2種電話柱		810	680	620	960	820	750	
	第3種電話柱		1,100	940	850	1,300	1,100	1,000	
	その他の柱類		51	43	39	60	51	47	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	5	4	4	6	5	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	2	4	3	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	380	590	500	460	
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡ につき1年	300	260	230	360	310	280	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	850	780	1,200	1,000	940	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	330	500	430	390	
広告塔	表示面積1㎡ につき1年	1,800	870	590	1,900	900	580		
その他のもの	占有面積1㎡ につき1年	1,000	850	780	1,200	1,000	940		
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	21	18	16	25	22	20	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		30	26	23	36	31	28	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45	38	35	54	46	42	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61	51	47	72	61	56	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		91	77	70	110	92	85	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120	100	93	140	120	110	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210	180	160	250	220	200	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		300	260	230	360	310	280	
	外径が1m以上のもの		610	510	470	720	610	560	
法第32条 第1項第3号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	地下に設けるもの	長さ1mにつき 1年	3	3	2	4	3	3
		その他のもの		10	9	8	12	10	9
	その他 のもの	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	810	680	620	960	820	750
		上空に設けるもの	占有面積1㎡ につき1年	510	430	390	600	510	470
				300	260	230	360	310	280
		地下に設けるもの	1,000	850	780	1,200	1,000	940	

占用物件			占用料						
			単位	現行			改正後		
				甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,000	850	780	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		900	430	290	950	450	290	
	地下に設ける通路		540	260	180	570	270	180	
	その他のもの		1,000	850	780	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		18	9	6	19	9	6	
	その他のもの		180	87	59	190	90	58	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180	87	59	190	90	58
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,800	870	590	1,900	900	580
	標識		1本につき1年	810	680	620	960	820	750
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	9	6	19	9	6
		その他のもの	1本につき1月	180	87	59	190	90	58
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	18	9	6	19	9	6
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	180	87	59	190	90	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	870	590	1,900	900	580
		その他のもの		900	430	290	950	450	290
	令第7条第2号に掲げる工作物			1,000	850	780	1,200	1,000	940
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額			Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			180	87	59	190	90	58	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	85	78	120	100	94	

占有物件		占有料							
		単位	現行			改正後			
			甲地	乙地	丙地	甲地	乙地	丙地	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額			Aに0.018を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額		
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			Aに0.026を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額			Aに0.026を乗じて得た額				
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設 <sup>※2</sup>		Aに0.031を乗じて得た額			Aに0.034を乗じて得た額				

※1:Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

※2:令第7条第14号（自動車への水素供給施設）を追加